

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第40号

##### 大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「及び平成25年度以前に設定が解除された特定避難勧奨地点（以下「旧緊急避難準備区域等」という。）」を「、平成25年度以前に設定が解除された特定避難勧奨地点並びに平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点」に、「平成27年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第2号中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、「及び特定避難勧奨地点」を削り、「旧避難指示解除準備区域等」を「旧避難指示解除準備区域」に、「平成27年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第3号中「旧避難指示解除準備区域等」を「旧避難指示解除準備区域」に、「平成27年4月分」を「平成28年4月分」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、平成28年度分の保険料について適用し、平成27年度分以前の保険料については、なお従前の例による。